

みんなのかんきょう

第49号 平成19年1月発行



【主な内容】

ふるさとの環境自慢

池田市

特集

容器リサイクル法って何だろう？

私達の活動紹介

エコクラブ・みくにっ子

福井市足羽中学校

読者の窓

協議会事業報告

お知らせ・その他

表紙写真「荒島岳」



ふるさとの環境自慢

池田町



龍双ヶ滝

龍双ヶ滝

池田町は、福井県の東南部に位置し、岐阜県との県境にある自然豊かな山の中の小さな町です。

また、足羽川の最上流にあるこの町の川や滝には山からの水や湧き水が豊富に流れ込んでいます。

中でも足羽川の支流、部子川上流にある「龍双ヶ滝」は福井県で唯一日本の滝100選に選ばれている滝で、高さ60mから降り注ぐ水量豊かな姿は迫力満点で、龍が棲んだという伝説も納得できることでしょう。近くには、流れる石や砂が川底の岩を削ってできた円形のくぼみが連続する「おう穴」も見られます。

かずら橋

志津原区を流れる足羽川渓谷沿いに全長約3kmの遊歩道が整備され、清流をゆっくり散策することができます。その渓谷には全長44m、幅1.8m、高さ12mの本格的な木の吊り橋「かずら橋」がかかっています。かずら橋の中央から溪流を見下ろすとかなり揺れることもあり、思わず足がすくみ、スリル満点です。



かずら橋



冠山

冠山

池田町と岐阜県の県境にそびえる「冠山」は、標高1257m。車で冠峠まで登り、尾根伝いに徒歩2時間ほどで至る山頂からは白山連峰に連なる美しい峰々を一望することができます。残したい自然100選の一つに選ばれたこの山は、山容が冠のように見えることからこの名前がつけました。シャクナゲ、ニッコウキスゲ、山リンドウなど高山植物も見ることができ、ハイキング感覚で登山を楽しめることから人気がある山です。

池田町では、豊かな自然を守り伝えるとともに、また水源の町として環境を考える責務があると認識し、「環境」を切り口とした様々な取り組みを実践

しています。

生ゴミ堆肥化事業(食Uターン事業)、環境に配慮した安全・安心な農業(ゆうき・げんき正直農業)、マイバッグ運動など環境と買い物行動をつなげたエコポイント事業、菜の花を栽培して池田町産菜種油の利用や廃食油のバイオディーゼル化でエネルギーの節約と循環を目指す菜の花プロジェクト等、池田町は環境先進農村を目指し一歩ずつ前進していきます。
(池田町振興開発課)



ふるさとの環境自慢募集中！

みなさんのふるさと自慢で1ページをかざりませんか。1,000字程度の原稿に地図・写真を添付して応募してください。

採用された方には記念品をお送りします。



特集

容器包装リサイクル法って何だろう？

「容器包装リサイクル法改正」

そんな新聞記事やニュースを見たことありませんか？

レジ袋などの容器包装の廃棄物を減らすため、容器包装廃棄物の再商品化(リサイクル)にかかる費用の抑制を目的として、減量努力が足りないスーパー等の小売業者に対し、国が改善を勧告、命令できる制度や、分別収集の質的向上を図った市町村に対し、事業者から資金を拠出する制度等を盛り込んだ、「容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が、通常国会で成立し、平成18年6月15日に公布されました。

しかし、みなさん容器包装リサイクル法の内容についてはご存知でしょうか？

そもそも「容器包装」ってどんなもの？

「容器包装リサイクル法」って何？

今回は容器包装リサイクル法について解説するとともに、改正容器包装リサイクル法の概要を紹介することでみなさんの素朴な疑問にわかりやすくお答えしたいと思います。

容器包装とは？

「容器包装」という言葉はあまり聞きなれないかもしれませんが、じつは、私達が毎日使っている物なのです。

朝起きて牛乳を飲もうと手にとった牛乳パックや牛乳びん、お昼ご飯に買ったコンビニ弁当のパック、スポーツの後にのどが渇いて買った缶ジュース、ペットボトルなどこれらはみんな「容器包装」です。

具体的には、みなさんが使用している次の8種類の製品が容器包装リサイクル法の対象になります。

- ガラスびん
- ペットボトル
- 紙製容器包装
- プラスチック製容器包装
- スチール缶
- アルミ缶
- 段ボール
- 紙パック

(ただし、このうち、スチール缶、アルミ缶、段ボール、紙パックは、市町村が分別収集した段階で有価物となるため、市町村の分別収集の対象にはなりますが、再商品化義務の対象とはなりません。)

ではなぜこの法律が作られたのでしょうか？
順番に説明していきます。

なぜ容器包装リサイクル法ができたの？

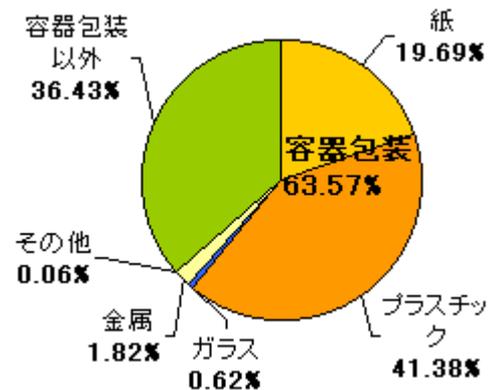
みなさん、自分の一日を振り返ってみてください。朝起きて、夜寝るまでにごみを出さない日はないでしょう。

環境省の調査では、平成16年度で一人一日当たり約1キロのごみを出しています。これは日本全体で約5千万トンものごみを出していることとなります。そのうち容器包装のごみが約6割(容積比)を占めています(図1)。

これはライフスタイルの多様化や消費意識の変化に伴い、家庭などから出るごみが増えたことが原因であると考えられます。

このようなごみの増加と最終処分場の逼迫から容器包装を資源として有効利用し、ごみの減量を目的とする容器包装リサイクル法が平成7年に制定されました。

図1 ごみに占める容器包装の割合 (H16 容積比)

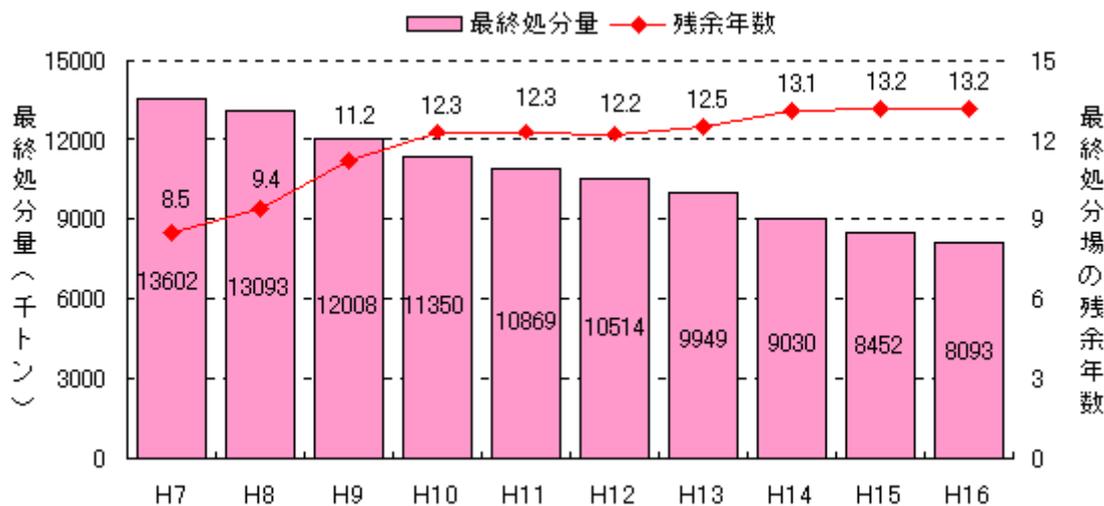


容器包装リサイクル法ってどんな法律？

この法律ができるまでは、家庭から出るごみは市町村が全面的に処理責任を担うというものでした。そのため、ごみの減量化にはなかなかつながらず、最終処分場の残余年数が残りわずかとなってしまいました(図2)。

そこで、家庭から排出される容器包装のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者が再商品化(リサイクル)」するというそれぞれの役割分担を規定したのがこの法律です。

図2 一般廃棄物の最終処分量及び最終処分場の残余年数の推移



具体的には、家庭から出された容器包装を消費者の協力を得ながら市町村が分別収集し、容器包装の利用事業者(飲料メーカー、スーパー等の小売業者等)や製造事業者(容器メーカー等)は、市町村によって収集された容器包装を、個々の事業者が負担すべき量に応じて原料化や素材化等の再商品化(リサイクル)を行

うこととされました。

実際には、事業者は自分で再商品化を行うことが困難な場合もあることから、容器包装リサイクル法に基づく指定法人(財団法人日本容器包装リサイクル協会)に再商品化を委託することによって、再商品化することができます。

図3は容器包装廃棄物の分別収集・再商品化の流れを示しています。

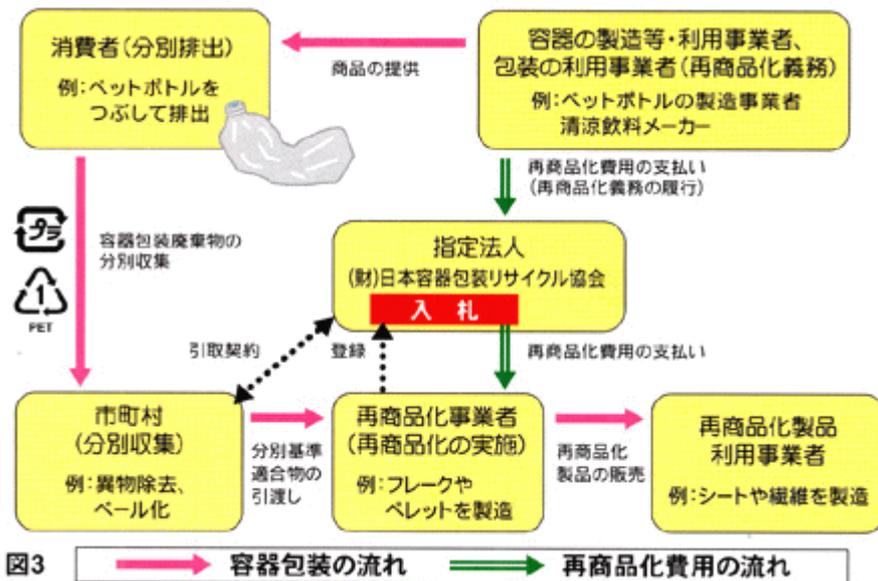
消費者が分別排出した容器包装は、市町村によって分別収集され、指定法人と契約している再商品化事業者(リサイクル業者)に引渡されます。そしてこの再商品化事業者によりシートや繊維に再商品化され、再商品化製品利用事業者(衣服を作るメーカー等)により、利用されます。

この再商品化にあたっての費用は、再商品化の義務を負っている容器の製造等・利用事業者、包装の利用事業者が指定法人に支払うことにより、負担しています。また、指定法人は、入札によって選定した再商品化事業者に再商品化費用を支払うこととなります。

どんなものにリサイクルされるの？

リサイクルされた製品には次のようなものがあります。

- ガラスびん⇒ガラスびん、舗装用骨材、タイル等
- ペットボトル⇒ペットボトル、衣服の繊維、卵パック等
- 紙製容器包装⇒紙箱、段ボール、再生紙、固形燃料等
- プラスチック製容器包装⇒プラスチック製品等

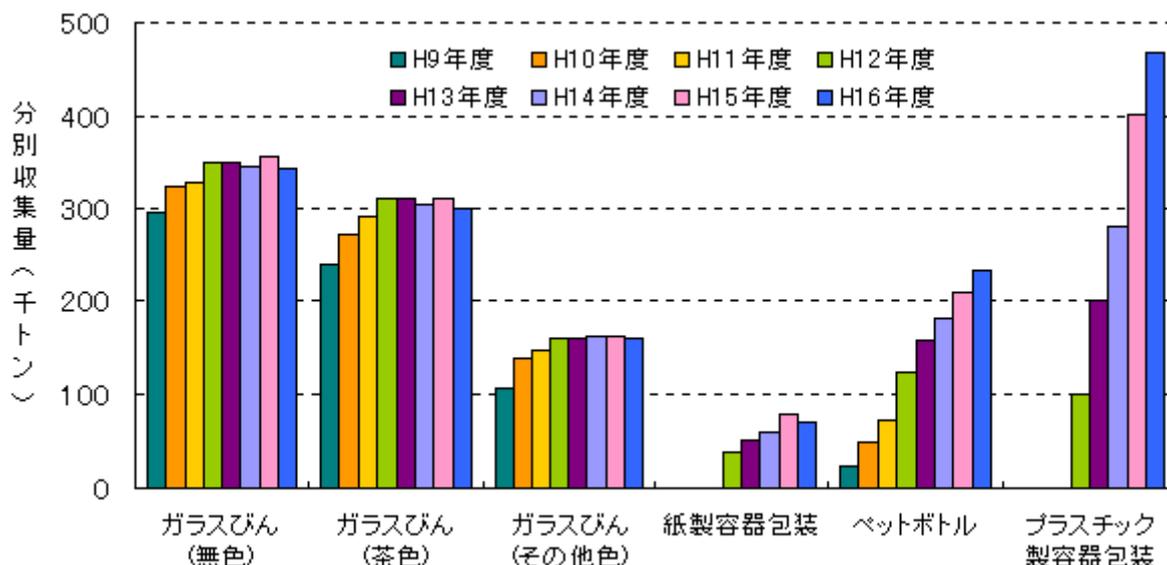


なぜ改正されたの？

法律が施行されてから10年が経過し、分別収集を実施する市町村の増加に伴い、分別収集量も着実に増加しました(図4)。

しかし、最終処分場の逼迫という問題は依然として残っており(図2)、容器包装への異物の混入や汚れの付着が見られたり、事業者による排出抑制が進まなかったりといくつもの課題が残されていました。

図4 分別収集量の推移



そこで今回改正された主な内容は、次の7点です。

(1) 容器包装廃棄物の排出抑制の促進

法律の中に「排出抑制」が明記されました。

(2) 消費者の意識向上、事業者との連携促進

消費者の意識啓発等を図るため環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員(3R推進マイスター)」を委嘱することとしました。この推進員には、事業者によるレジ袋の有料化等の措置と消費者によるマイバグの持参等の取組みを啓発することが期待されています。

(3) 事業者の自主的取組みを促進

事業者が過剰包装の抑制や販売方法の見直し等を通じて容器包装の使用の合理化を図り、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため取組み内容を定め、事業者に対する指導・助言を行うとともに、実施状況の定期報告を義務付けました。

(4) 市町村分別収集計画の公表の義務付け

容器包装廃棄物の分別収集・排出抑制等に係る事業者・消費者の理解を深めるため、分別収集計画を公表することとしました。

(5) 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

市町村が質の高い分別収集を実施した場合、実際の再商品化費用が当初想定していた再商品化費用を

下回ることとなります。その効率化した分の2分の1を市町村に拠出することになりました。

(6)再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化

いわゆる「ただ乗り業者」に対して、罰則を現行の「50万円以下の罰金」から「100万円以下の罰金」に引き上げることとしました。

(7)容器包装廃棄物の円滑な再商品化

市町村が分別収集したペットボトル等が中国等に輸出されるという事例が増加しており、国内の再商品化事業者がその事業に必要な容器包装を確保できない状況を防ぐ事を目的としています。

私たちに何ができるの？

今回、容器包装リサイクル法が改正されたことよって、消費者はなるべく容器包装を出さないよう努力し、出す場合にはきれいに分別排出をすることが求められます。また、各市町村は分別収集を積極的に行い、事業者はできる限りごみとなる容器包装を出さないよう取組むこととなります。

それでは具体的に消費者としての私たちに何ができるのでしょうか？

- 地域の「ごみ出しルール」に従って分別してごみを出す
- 買い物には「マイバッグ」を持参し、レジ袋を断る
- 過剰包装や不要な包装は断る
- 洗剤やシャンプーなどは詰め替え商品を買う
- 使い終わった容器は、軽く水洗いしてから捨てる

どれも当たり前と思えることばかりですね。

まずは私たち一人ひとりが環境のことを理解し、市町村や事業者の取組みを支えることが重要です。

今、私たち一人ひとりの取組みが試されているのです。

できることから始めてみませんか？

(福井県安全環境部廃棄物対策課)



私達の活動紹介

エコクラブ・みくにっ子

復活させよう地域の宝物

私たちの町坂井市三国町は、海(海岸)、川(河口)、森(里山)の中にすぼりと包まれた町です。少し歩くとこの点が線になり、四季折々の色彩に富んだ面となって目に映ります。この自然の奥深さを感じない市民や子どもはいないと思います。

この恵まれた特殊で、地域性に富んだ自然と生物多様性の出会いを子どもたちの手で復活しようと取り組み始めました。

まず、10数年、放置されていたため池(鴨池)の調査から始めました。ボートで水質(pH値・透明度・温度・水深)などの調査や昆虫、魚などを調べ、11月には鴨池で渡り鳥の観察と調査を行いました。

また、雄島小学校近くで秋の里山散策と雑木林の宝探し(ドングリ・コケ類・昆虫の抜け殻・落ち葉)で集めたものを12月に開催された『里山環境フォーラム』で展示、発表を行いました。子どもたちは、秋の里山散策に大変興味深く取り組み、散策の最後には近くの神社で焼き芋を食べながら宝探しで見つけたお宝を図鑑で調べながら名前を覚えしました。

これらの活動を通じ、大切な宝物が近くに眠っていることを再認識し、子どもたちと一緒にこの宝物を守り続けていきたいと思えます。

(エコクラブ・みくにっ子 指導責任者 阪本周一)



雑木林での宝探し



鴨池の水質調査

鴨池の観察風景

福井市足羽中学校

私たちの学校は、福井市の南部、文殊山の麓にあります。毎年5月にはこの文殊山で自然観察会を行い、文殊山で見られる植物や動物の観察をとおして、自然に触れる機会をつくっています。また、校地内にあるビオトープには、120種類あまりの植物とアカガエル、イモリ、クロメダカなどの動物が見られ、理科の学習などに活用しています。特に科学部では、クロメダカのオスとメスの個体数の変化、年々増えつつあるアメリカザリガニの駆除、水質の調査活動を行い、環境の変化について全校生徒に広報を行うとともに、福井市の環境展で成果を発表してきました。

1年生の総合学習では、毎年、環境やエネルギーに関する「オゾン層破壊の影響」や「地球を汚染する人間の行動」などのテーマを設定し、調査活動を通して環境への理解や啓蒙を図っています。また、昨年からは、校区の3小学校と連携し一斉合同ボランティア活動として、地域のゴミ拾いや除草などの活動を取り入れ、地域を愛する心の育成をめざしています。

このような活動を今後も継続し、生徒の環境への意識の高揚および、よりよい環境をつくるための意欲的な行動を期待しています。

(福井市足羽中学校 小島 敏弘)



ビオトープでの観察



文殊山の自然観察



小中合同ボランティア活動



読者の窓

たくさんのおはがき、お手紙をありがとうございました。
紙面の関係上、全部を掲載できなかったことをお詫びいたします。
今後とも、より良い情報誌とするため、皆様のお便りをお待ちしております。

読者 河川における、汚濁の発生源の占める割合、生活排水が多い事に驚きました。家庭でもできる取り組みをひとつでも多くしていきたいと思いました。(越前市 Iさん)

読者 台所から出る生活排水について今一度家族で話し合い、恵まれた水環境をもっている福井県をさらによりよい水環境にできるよう主婦の立場で努力したいと思います。(福井市 Uさん)

読者 地球温暖化が進み水不足が予測されています。今一度飲み水の大切さを認識すべきです。(美浜町 Yさん)

毎回、環境について考え実践に移せるようにしています。福井には山、海、水、川等大切にすべき資源が豊富にあることを改めて考えさせられました。(坂井市 Tさん)

廃油は、いつも固めて捨てるようにしていますが、米のとぎ汁がこんなにも河川を汚しているとは思いませんでした。今は、木にかけています。食べ残しも出さないように食事を作るように心がけています。(福井市 Kさん)

2006環境活動リーダー育成講座を開催しました

地域における環境保全活動の中心となるリーダーの育成を目的に「環境活動リーダー育成講座」を開催しました。

基礎講座には延べ32名、応用講座には延べ20名の方が参加され、全日程受講された基礎講座7名、応用講座7名の方には修了証が授与されました。

		開催日	講座内容	講師
基礎講座	第1回	8月30日(水曜日) ふくい県民活動センター	《講座の進め方やねらいの共有化》 講座の開催に当たり、講座を通じてのねらいを共有、参加者間のコミュニケーションを図る	GNOM自然環境教育事務所 代表 坂本均さん
		9月1日(金曜日) 三方公民館		
	第2回	9月16日(土曜日) ふくい県民活動センター	《地球温暖化とCSR 環境保全と多様性》 CSRを中心に自然保護と企業の関わりを生物多様性という視点から学ぶ	ブレーメン・コンサルティング(株)代表 岡本享二さん
第3回	9月23日(土曜日) 六呂師高原池が原湿原	《保全活動に先立ってのフィールド観察のポイント》 インタープリテーション(ガイド)の体験、湿原保全のロードマップ(計画書)作りを通して保全活動を実施するに当たり多様な視点があることを疑似体験	(株)自然教育研究センター 田畑 伊織さん	
応用講座	第1回	9月30日(土曜日) 田倉川と赤タン(南越前町)	《赤タンの保全活動と交流会》 田倉川と暮らしの会のメンバーとともにフィールドミュージアムの整備と交流を行い、活動のノウハウについて学ぶ	日野川流域交流会 田倉川と暮らしの会
	第2回	10月15日(日曜日) 中山カヤ田(若狭町)	《カヤ田での保全活動と交流会》 ハスプロジェクトのメンバーとともにヨシの根切りの体験と交流を行い、活動のノウハウについて学ぶ	ハスプロジェクト推進協議会
	第3回	10月21日(土曜日) 荒島岳(大野市)	《荒島岳保全活動と交流会》 荒島愛山会のメンバーとともに小枝のダム作りの体験と交流を行い、活動のノウハウについて学ぶ	荒島愛山会
	第4回	10月28日(土曜日) ふくい県民活動センター	《報告会と交流会》 応用講座の参加者による報告会と基礎講座参加者を交えて、講座をふりかえる	GNOM自然環境教育事務所 代表 坂本均さん



インタープリテーション体験



カヤ田でのヨシの根切り



荒島岳での小枝のダム作り

ふくい環境シンポジウムを開催しました。

11月20日(月曜日)、福井県国際交流会館において、ふくい環境シンポジウムが開催されました。

表彰式

環境ふくい推進協議会会長表彰

基調講演

テーマ

今すぐアクションを地球温暖化の危機は目前に

講師

山本 良一 氏(東京大学生産技術研究所教授)



パネルディスカッション

コーディネーター

山本 良一 氏(東京大学生産技術研究所教授)

パネリスト

岡本 享二 氏(ブレーメン・コンサルティング(株)代表)

森田 知都子 氏(ふろしき研究会代表)

中山 和郎 氏(株びわこ銀行)

高岸 裕 氏(敦賀信用金庫)

滝 陽介 氏(福井県環境政策課)



環境ふくい推進協議会 会長表彰受賞者名

個人の部(2人)(敬称略)

笠松 朝子(勝山市)

下 房子(勝山市)

団体の部(2団体)

荒島愛山会(大野市)

関屋川をきれいにする会(高浜町)

学校の部(4校)

勝山南部中学校(勝山市)

藤島中学校(福井市)

宝永小学校(福井市)

松本小学校(福井市)

企業の部(1社)

北陸コカ・コーラボトリング株式会社福井支社

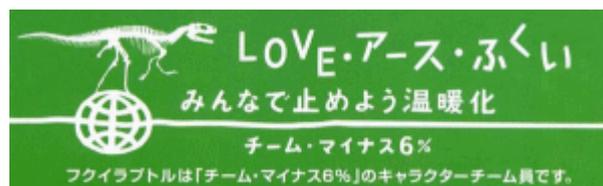


福井県からのお知らせ

県では、地球温暖化を防止するため、ウォームビスに賛同し、「服装」「運動」「室内」「食事」などの工夫をしてオフィスや家庭で過度な暖房を行わない、スマートなライフスタイルの実現を目指す「ふくいWARM運動」を推進しています。

実施期間12月1日～3月31日

暖房温度室温20℃



ふくいWARM運動

Wearウェア[動きやすく暖かい服装]⇒重ね着、保温性の高い靴・靴下・肌着の着用

Athleticアスレチック[血行を促進する運動]⇒体操の実施、階段の利用

Roomルーム[暖かさを保つ室内]⇒カーテン・衝立などの活用、ひざ掛け・座布団などの小物活用

Mealミール[体を温める食事]⇒規則正しい朝食、根菜・紅茶などの摂取

本運動に関する情報や体の温まる料理レシピをインターネットで配信しております。

ふくい環境力向上プロジェクト推進事業

「ふくい環境力向上全体発表会」を開催します！

県では、地域が持つ環境に関する課題や豊かな資源をテーマに、環境保全団体等と地域の子どもたちが協働で行う環境保全活動を「地域連携モデル事業」として支援してきました。

今年度取り組んだ10団体の活動の成果を発表します。

どなたでも参加できますので、ぜひご来場ください。

【日時】平成19年2月25日(日曜日) 10:00～15:00

【場所】越前市福祉健康センター多目的ホール(越前市府中1丁目11-2 アル・プラザ武生4階)

【プログラム】

【午前】地域連携モデル事業実施団体による活動成果発表

※活動内容の概要は「みんなのかんきょう第47号」をご覧ください。

【午後】資源と人々の暮らしワークショップ

(1)身近な「水」について理解しよう

(2)電気と温暖化のつながりを理解しよう

【問い合わせ先】

活動交流会開催事業実行委員会事務局

鯖江市中野町73-11 NPO法人エコプラザさばえ

TEL:0778-54-8434

E-mail: info@sabae-npo.org

福井県安全環境部環境政策課

TEL:0776-20-0301

E-mail: kankyoun@pref.fukui.lg.jp



写真募集



みんなのかんきょうの表紙を飾る写真を募集します。
福井県内の自然の風景であれば、何でも構いません。
多数のご応募お待ちしております。
※採用された方には記念品を送らせていただきます。

『環境ふくい推進協議会』からのお知らせ

メールマガジン

環境ふくい推進協議会では、環境に関するイベント情報をメールマガジンを活用し、タイムリーに提供することにより、会員相互の情報の共有化を図っています。

情報を発信したい方、受信したい方は下記アドレスまでご連絡ください。

E-mail: kankyoun@pref.fukui.lg.jp

ホームページ

協議会の事業紹介やイベント案内、『みんなのかんきょう』のバックナンバーも掲載しています。

<http://www.erc.pref.fukui.jp/eco/kfs.html>

環境ふくい推進協議会 会員募集!!

環境ふくい推進協議会では、随時会員を募集しています。

環境問題に関心のある方、本紙『みんなのかんきょう』を毎号読みたい方、当協議会主催行事等の情報を知りたい方は、ぜひご入会ください。お待ちしております！

《年会費》

個人会員:500円

企業会員:10,000円(1口以上何口でも可)

団体会員:無料

《申込み・問合せ先》

編集後記

お買い物に行く時は、マイバック持参はあたりまえです。袋を断るのって気持ちいいですよ。

